

○ 西いぶり広域連合選挙管理委員会規程

平成12年3月28日
選管規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定に基づき、西いぶり広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長の選挙)

第2条 西いぶり広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじでこれを定める。

2 前項の選挙において委員会は、西いぶり広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは指名推薦の方法によることができる。

3 委員の改選後初めて委員長の選挙を行うときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期等)

第3条 委員長の任期は委員の任期による。

2 委員長がその職を辞し、又は欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の代理)

第4条 委員長は、委員会の同意を得て、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長の職務代理者」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

2 委員長及び委員長の職務代理者がともにいないときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長及び委員等の退職)

第5条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務代理者にその旨を届け出なければならない。

2 委員及び委員の補充員（以下「補充員」という。）が退職しようとするときは、委員長にその旨を届け出なければならない。

(所属党派の変更等に関する届出)

第6条 委員又は補充員は選挙権を有しなくなったとき、又はその属する政党その他の政治団体に所属し、若しくはその所属を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長及び委員の氏名等の告示)

第7条 委員会は、委員長及び委員長の職務代理者が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

2 前項の告示をしたときは、委員長は速やかにその旨を広域連合議会議長及び広域連合長に通知するものとする。

(委員会の招集)

第8条 委員会の招集は、日時、場所及び付議すべき事項を記載した文書によって行う。ただし、急を要するときは、文書以外の方法によることができる。

2 委員が委員会の招集を請求するときは、あらかじめ会議に付議すべき事項及びその理由を記載した文書を委員長に提出しなければならない。

3 改選後の委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第9条 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長にその旨届け出なければならない。

(関係者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(会議録の調製)

第11条 委員長は、職員をして会議録を調製させなければならない。

(議事の手続)

第12条 前4条に規定するもののほか、委員会の議事に関しては広域連合議会の例による。

(委員長の職務)

第13条 委員長の職務は、法令に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 委員会の予算の執行に関すること。

- (4) 公印及び文書の保管に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、給与、服務及び懲戒に関すること。
- (6) その他委員会の庶務に関すること。

(専決処分)

第14条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分した事項については、これを次の委員会の会議に報告しなければならない。

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(組織)

第16条 事務局に事務局長、主査及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、書記長をもってこれに充て、主査は書記の中から任命する。
- 3 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職位とする。

職	職位
事務局長	課長職
主査	係長職

(職務)

第17条 事務局長は、委員長の命を受けてその所管事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

- 2 主査は、上司の命を受けて所管事務を処理し、部下職員を指揮する。

(事務分掌)

第18条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (1) 公印の管守及び人事に関すること。
- (3) 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- (4) 文書の収受発送及び公告式に関すること。
- (5) 選挙の啓発に関すること。
- (6) 選挙執行計画の樹立及び選挙運動に関すること。
- (7) 選挙及び当選に関する異議申出に関すること。
- (8) 選挙人名簿の調製及び異動整理事務に関すること。

(9) 不在者投票に關すること。

(1 0) 直接請求に關すること。

(専決及び代決)

第 1 9 条 事務の専決及び代決は、西いぶり広域連合事務決裁規程（平成 1 3 年訓令第 1 号）に定める相当規定を準用する。

(公告)

第 2 0 条 委員會の告示又は公表については、西いぶり広域連合公告式条例（平成 1 2 年条例第 1 号）による公告式によりこれを行うものとする。

(補則)

第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、委員會の事務及び文書の処理並びに職員の服務については、西いぶり広域連合の定める事務及び文書の処理並びに職員の服務に關する規程の例による。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。